

○ 神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表

新	旧
<p>(公示送達の方法)</p> <p>第10条 法第20条の2第1項の公示送達は、<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、</u>公告書を課税地（法第20条の4第1項の規定により県が囑託を受けた他の地方団体の徴収金に係る公告書にあつては、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地、法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収金に係る公告書にあつては、当該市町村の区域）を所管する県税事務所等の掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>(公示送達の方法)</p> <p>第10条 法第20条の2第1項の公示送達は_____</p> <p>_____、公告書を課税地（法第20条の4第1項の規定により県が囑託を受けた他の地方団体の徴収金に係る公告書にあつては、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地、法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から徴収の引継ぎを受けた徴収金に係る公告書にあつては、当該市町村の区域）を所管する県税事務所等の掲示場に掲示して行うものとする。</p>
<p>(文書の様式等)</p> <p>第37条 法、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）、政令、<u>省令</u></p> <p>_____、条例及びこの規則（以下「法等」という。）の規定による別表第4の左欄に掲げる納付書、証明書、通知書等は、同表の右欄に掲げる文書の様式とする。</p>	<p>(文書の様式等)</p> <p>第37条 法、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）、政令、<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）</u>、条例及びこの規則（以下「法等」という。）の規定による別表第4の左欄に掲げる納付書、証明書、通知書等は、同表の右欄に掲げる文書の様式とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

